

○制限付き一般競争入札及び指名競争入札における営業所調査基準

令和4年10月3日告示第87号

(目的)

第1条 この基準は、町が発注する建設工事に係る入札の参加を認める町内の営業所（建設業法（昭和24年法律第100号。以下「法」という。）第3条第1項に規定する許可を受けた営業所をいう。以下同じ。）の営業実態の調査（以下「調査」という。）に関し必要な事項を定めることにより、不適格事業者の入札等への参加を防止し、適正な契約を締結することを目的とする。

(適用範囲)

第2条 この基準は、原則として建設工事に係る制限付き一般競争入札及び指名競争入札に適用する。

(調査)

第3条 調査の対象は、町の入札参加資格者名簿に登載されている、町内に営業所を有する事業者（以下「事業者」という。）とし、次に掲げる要件を満たしていることを確認するため、必要に応じて調査を行うものとする。

- (1) 法第3条第1項に規定する建設業の許可を受けていること。
- (2) 営業所の所在、営業活動等の実態があること。

(調査方法)

第4条 前条に規定する調査は、事業者に対し、多度津町建設工事入札参加資格審査申請書、建設工事入札参加資格申請書類に係る変更届出書等に記載された事項をもとに現場確認及び聞き取りによって予告をせずに行うものとする。この場合において、必要がある場合は、関係書類の提示又は提出を求め、現況について写真撮影その他の方法により記録の保存を行うものとする。

2 町は、調査の結果を多度津町契約審査委員会に報告し、改善を要すると認めた場合は、当該事業者に対し、改善の指示を行うものとする。

(監督行政庁への報告)

第5条 町は、調査の結果、法その他関係法令に違反があると疑われる場合、監督行政庁への報告を行うことができる。

(指名の回避等の措置)

第6条 町は、次の各号のいずれかに掲げる場合に該当するときは、その状況が改善されたと判断されるときまでの間、町発注の工事に係る当該事業者への指名を回避し、又は一般競争入札への参加制限を行うことができる。

- (1) 事業者が、正当な理由なく調査を拒んだとき。
- (2) 事業者が、第4条第2項の規定に基づく改善指示が行われたにもかかわらず改善が見られないとき。
- (3) 町が第5条の規定による報告を行ったとき。

附 則

この基準は、令和4年10月3日から施行する。